

## ○福島地方水道用水供給企業団個人情報 保護条例

〔平成30年4月1日〕  
条例第2号

（趣旨）

**第1条** この条例は、福島地方水道用水供給企業団が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報の適正な取扱い）

**第2条** 前条の個人情報の適正な取扱いについては、福島市個人情報保護条例（平成13年条例第2号）の例による。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。